

地上デジタルテレビ放送の受信対策の推進を求める意見書

地上デジタルテレビ放送は、2006年12月までに全都道府県・全放送事業者の親局において開始された。政府においても「デジタル放送推進のための行動計画（第8次）」を策定し、アナログ放送終了期限である2011年7月に向けて、最終段階の取り組みが行われているところである。

地上デジタルテレビ放送の普及は、7次にわたる行動計画における普及目標に沿って進んでいるものの、放送事業者側及び視聴者側双方に多くの課題が指摘されており、今後約3年間で、完全移行のため普及世帯や普及台数を確保することは難事業である。また、地上デジタルテレビ放送受信機器購入やアンテナ工事等の経済的支援策、共聴施設の改修等の具体的な行動について理解を深めるための方策も求められている。

よって、政府においては、来年度予算案に計上された地上デジタルテレビ放送関係予算を着実に執行するとともに、下記の事項について積極的に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 視聴者側の受信環境整備に伴う負担軽減のための方策を強力に推進し、経済的支援策について早急に内容を検討・決定すること。
- 2 今後、地上デジタルテレビ放送に関する相談が飛躍的に増加することが見込まれるため、「地域相談・対策センター」を各都道府県に設置し、アウトリーチのサービス体制を整備すること。
- 3 デジタル中継局や共聴施設の整備について、地方自治体の過度の負担とならないよう放送事業者との調整を図るとともに、自治体負担の場合の支援策について新設も含め拡充すること。
- 4 都市受信障害については、各地域の実情を把握の上、良好な受信環境の整備を図り、情報格差が生じないように努めること。
- 5 アナログ放送終了により、アナログテレビが大量に不要処分されることがないように、リサイクル対策を早急に講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年（2008年）3月28日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣

（提出者）民主党・市民連合、自由民主党、公明党、日本共産党、
市政改革クラブ及び自民維新の会所属議員全員